

宿毛市指定校変更基準

宿毛市では、住民基本台帳に基づき就学する学校を指定しております。本来ならば指定された学校に就学すべきですが、下記の事由に該当すると認められた場合は、保護者の申請により指定校を変更することができます。

	事由	許可基準	対象学年	許可期間	添付書類等
1	学期途中で転居した場合	学期途中で転居した場合で、引き続き在籍していた学校に就学する場合 (通学可能な場合に限る)	小中学校 全学年	原則転居した学期末までとし 最長卒業まで	住民票異動届の写し
2	留守家庭の場合	保護者の就労状況等により、放課後の児童の安全確保が困難で、希望校の近くに保護先が確保できる場合	小学校 全学年	事由が解消するまでとし、最長小学校卒業まで	勤務証明書 保護承諾書等
3	転居予定の場合	転居することが確定されており、転居先の住所に基づく通学区域の学校に就学する場合	小中学校 全学年	住民票異動日まで	建築確認通知書の写し、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し等確認のできるもの
4	学童保育を希望する場合	通学区域に学童保育が実施されておらず、実施されている学校に就学する場合 (学童保育実施小学校：宿毛小学校及び山奈小学校)	学童保育 対象学年	学童保育対象学年末までとし、 最長卒業まで	
5	心身の理由の場合	児童生徒の障害や病気、虚弱等で通学距離及び通学途中の安全確保並びに病気治療のため、その事情に相応した通学区域外の学校に通学することが適当であると認められる場合	小中学校 全学年	心身の理由が回復するまで、または卒業まで	医師の診断書等証明できるもの
6	指定校の変更を継続する場合	中学校に就学する場合で、小学校で既に通学区域外の就学が許可されており、引き続き就学する小学校のある通学区域の中学校に就学する場合	小学校 6年生	最長卒業まで	
7	兄弟と同じ学校の場合	兄弟が既に指定校変更の承認を受けている場合で弟妹が一緒に学校の学校に就学する場合	小中学校 全学年	卒業まで	
8	部活動がない場合	中学校に就学する場合で、指定学校に希望する部活動がない場合で、通学区域外にある中学校の希望する部活動に入部する場合	小学校 6年生	卒業まで	在籍学校長の意見等
9	教育上の配慮の場合	不登校等やいじめ、家庭の事情により住民票の異動ができないなど、指定校を変更することが適当と認められる場合	小中学校 全学年	必要と認められる期間	在籍学校長の意見等
10	地理的事情の場合	通学区域の境界付近に居住している場合で本来の指定校と隣接する指定校までの通学距離や安全面を考慮して変更を認められる場合	小中学校 全学年	卒業まで	
11	特別な事情の場合	上記以外で、教育委員会が必要と認めた場合	小中学校 全学年	必要と認められる期間	

※「4」について：学童保育の利用が確認できた場合に許可となります。

※「8」について：対象の中学校が複数ある場合は、住居地から一番近い中学校になります。また、部活動を退部した場合、特別な事情がなければ校区の指定校に通学（転校）となることもあります。

※各学校の通学区域については、裏面に印刷をしております。

※保護者以外の方が手続きをされる場合は、委任状が必要です。

宿毛市立学校の通学区域

中学校名	小学校名	通 学 区 域
宿毛中学校	宿毛小学校	中央、桜町、松田町、南沖須賀、萩原、与市明、貝塚、錦、宿毛坂ノ下、野地、草木藪、幸町、長田町、都賀川、駅前町、四季の丘、駅東町和田、押ノ川、中角、二ノ宮、さくらが丘
	小筑紫小学校	田ノ浦、小浦
片島中学校	大島小学校	大島、片島、高砂、西片島
	咸陽小学校	小深浦、大深浦、樺、宇須々木、藻津、池島、西町、自由ヶ丘、港南台新港、希望ヶ丘
小筑紫中学校	小筑紫小学校	石原、福良、小筑紫、大海、伊与野、湊、呼崎、内外ノ浦、栄喜
東中学校	平田小学校	中山、戸内、黒川、東平
	山奈小学校	山田、芳奈
橋上中学校	橋上小学校	平野、橋上、奥奈路、京法、還住藪、神有、坂本、楠山、出井
沖の島中学校	沖の島小学校	母島、弘瀬、鶴来島

備考：山北は、篠山小中学校組合立公立学校の通学区域に関する内部規定による。

母島、弘瀬、鶴来島は、沖の島中学校が休校中の期間に限り、片島中学校を指定校とする。